

マイナンバーカード の 申請方法

申請から発行まで
約 3 ~ 4 週間



パソコンで



スマホで



郵便で



証明写真機で

マイナンバーカードは、郵送・パソコン・スマホ・まちなかの証明写真機から無料で申請することができます。デジカメやスマホで撮った写真を使うこともできます。

※顔写真は、直近6ヶ月以内に撮影した、正面、無帽、無背景のものに限ります。

申請手続きに関するお問い合わせ

日高町役場 住民課 住民グループ 01456-2-6182

※個人番号カード（写真付き）を申請され、「個人番号カード交付通知書（はがき）」が届いた方は、必ず期限までに必要書類を持って指定の交付場所へ来庁してください

マイナンバーについてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マ イ ナン バ ー
0 1 2 0 - 9 5 - 0 1 7 8

平日 9時30分～20時00分
土日祝9時30分～17時30分（年末年始を除く）

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付しています

日高町独自の新型コロナウイルス感染症に関する 中小企業者への支援制度について

日高町では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、商工業者等に対する支援制度を次のとおり創設しました。

内容を確認いただき、ぜひご利用ください。

なお、申請については郵送により、相談については電話対応を基本とさせていただきますが、窓口での相談を希望される場合には感染予防対策を講じたうえでを行います。

詳細につきましては、日高町ホームページをご覧ください。

【新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等事業継続対策支援金】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に影響を受ける商工業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくための支援制度です。

【対象者】

町内で事業を営む商工業者等（農林水産業、軽種馬事業等を営む方を除く）であって、令和2年1月から12月のいずれかの月の売上が前年同月比で20%以上減となった法人又は個人事業主。

※国が給付する持続化給付金の支給対象となった方も受給可能

【支給額】 1事業者 30万円

【新型コロナウイルス感染症に係る飲食店等PR事業補助金】

新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言及び北海道から発出された外出自粛要請を受け、直接的な影響が懸念される飲食店を支援するための施策です。

【対象者】

日高町内で飲食業を営む方であって、飲食物の出前や持ち帰りに関するチラシを作成し、新聞折込により町民にPRを行った方

【補助対象経費】

次の経費が対象となります。（1月以降、既に折込済のチラシも対象となります。）

- ・チラシ作成費
- ・チラシ折込費

※チラシの作成だけでは対象となりません。

必ず新聞折込により町民向けに周知することが必要です。

【補助金額】 1事業者 合計10万円（2回以上に分けて申請可能）

■お問い合わせ先 日高町役場経済観光課 電話01456-2-6031